

## 【投資信託に係る当社お買付手数料について】

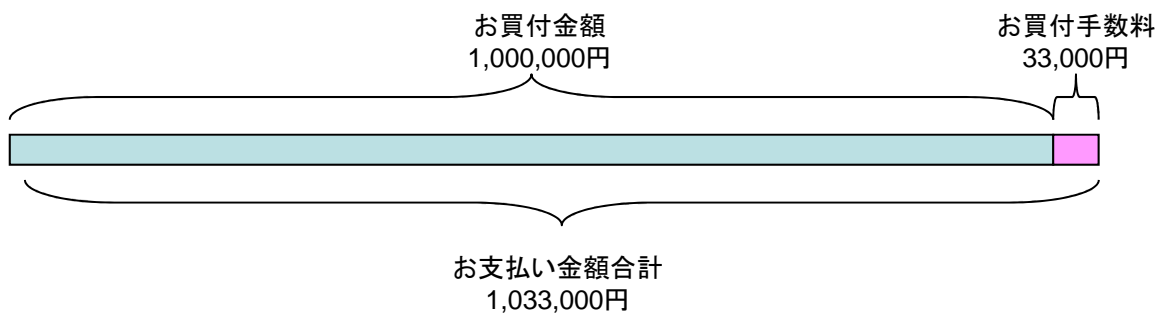
SBI証券で投資信託をご購入いただく際のお買付手数料は次の方法により計算します。

(例) 手数料率3.0%(税込3.3%)の投資信託の場合 ※2019/10/1からの消費税率10%への引上げ後

### <口数指定でご購入の場合>

お買付手数料＝お買付口数×1口当り基準価額×3.3%

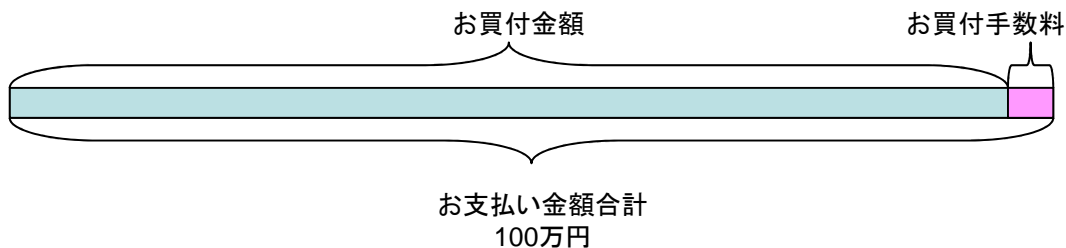
例えば、1万口当りの基準価額10,000円で100万口(1口=1円のファンドの場合)お買付の場合はお買付手数料＝100万口×10,000円÷10,000口×3.3%＝33,000円となり、合計1,033,000円をお支払いいただくことになります。



### <金額指定でご購入の場合>

お支払い金額(指定金額)＝お買付代金＋お買付手数料(お買付代金の3.3%)

例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、指定金額(お支払いいただく金額)の100万円の中からお買付手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。



なお、手数料率はそれぞれの銘柄により異なりますので、弊社ホームページの個別投資信託画面をご覧ください。もしくはお取引店までお問い合わせください。

# 【毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明】

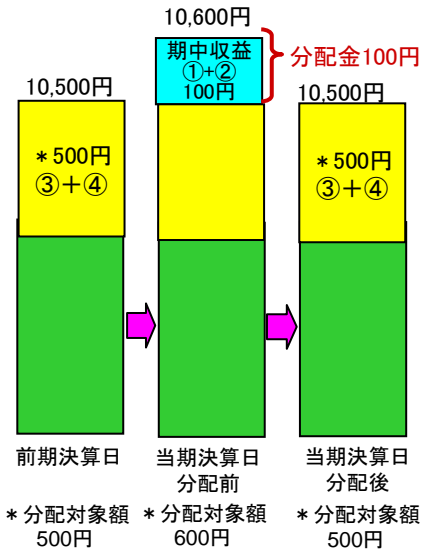
●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

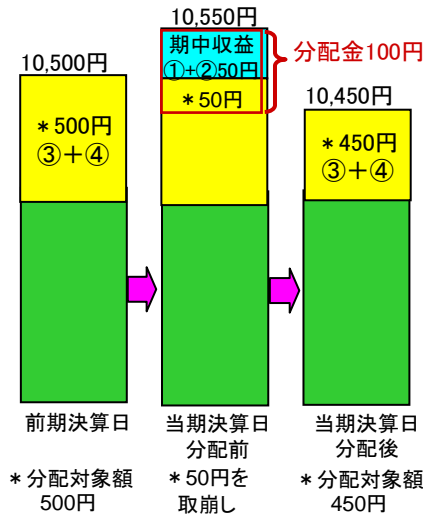
ケースA



## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

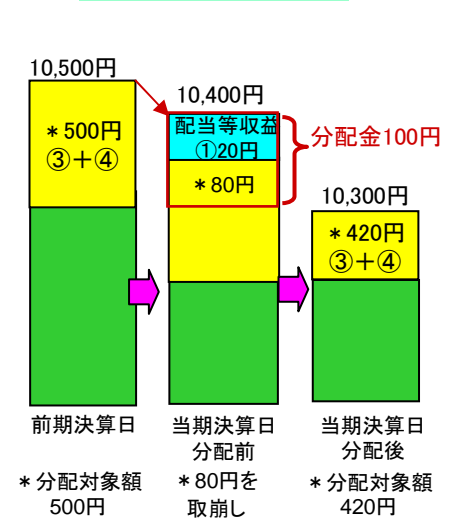
ケースB

前期決算から基準価額が上昇した場合



ケースC

前期決算から基準価額が下落した場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

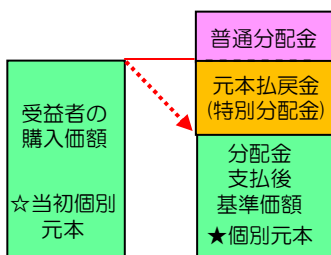
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

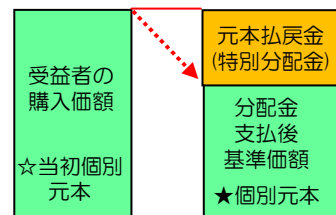
●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

### ◇分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

### ◇分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、同額だけ減少します。